

資料 2

本会構成員の交代について

本会構成員の交代について

令和4年12月19日_猪名川河川事務所

猪名川分会から協議会へ参加する本会構成員（代表市長）の交代について分会にて審議頂くもの。
猪名川分会の本会構成員や任期等を定めた要領案（別紙）を併せて決定。

○淀川流域治水協議会の枠組みと現況の構成員について

淀川流域治水協議会

【本会】

近畿地方整備局
河川部長
河川調査官
建設部都市調整官
道路部道路企画官

水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部長
農林水産省 近畿農政局 農村振興部長
林野庁 近畿中国森林管理局 計画保全部長
気象庁 大阪管区気象台 気象防災部長
環境省 近畿地方環境事務所 環境対策課長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構森林整備センター
近畿北陸整備局長
財務省 近畿財務局 管財部長

その他分会 本会構成員

猪名川河川事務所長
大阪府都市整備部長
兵庫県土木部長
代表市長
豊中市長

【分会】

その他分会※

※琵琶湖(滋賀県域)・淀川(京都府域)
・木津川上流・淀川(大阪府域)

その他分会 構成員

・府県及び関係市町村
・水資源機構 関西・吉野川支社
・農林水産省 近畿農政局
・林野庁 近畿中国森林管理局
京都大阪森林管理事務所
・環境省 近畿地方環境事務所
・気象庁 大阪管区気象台
神戸地方気象台
・西日本旅客鉄道株式会社
・阪急電鉄株式会社

○協議会・猪名川分会開催経緯

第1回淀川流域治水協議会（令和2年8月28日～9月4日 書面開催）

淀川流域治水協議会の設立趣旨、規約、枠組み（本会、分会）、構成員について了承。

※構成員として豊中市長がご参加。

第2回淀川流域治水協議会（令和2年9月14日～9月17日 書面開催）

淀川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ（案）】について共有。

- ・淀川流域治水協議会 第1回 猪名川分会（令和2年12月2日開催）
- ・淀川流域治水協議会 第2回 猪名川分会（令和2年12月23日開催）

第3回淀川流域治水協議会（令和3年2月25日 WEB会議開催）

淀川水系流域治水プロジェクト（2021年3月版）が、提示した案の通り承認。

- ・淀川流域治水協議会 第3回 猪名川分会（令和3年9月14日開催）

第4回淀川流域治水協議会（令和3年12月20日～12月24日 書面開催）

規約の改定、構成員の拡充について了承。

規約改定にて「各分会から協議会へ参加する本会構成員は、分会にて決定することができるものとする。」旨を追記。

流域治水プロジェクトの拡充について了承。

- ・淀川流域治水協議会 第4回 猪名川分会（令和4年3月4日開催）

第5回淀川流域治水協議会（令和4年3月28日 WEB会議開催）

流域治水プロジェクトの拡充について了承。

令和4年7月29日開催の近畿猪名川流域総合開発促進協議会の総会において会長が伊丹市長様に交代。

本会構成員の交代について

淀川流域治水協議会 猪名川分会 運営要領（案）

（協議会の構成）

- 規約第3条第5項に規定される分会において本会構成員を決定する場合は次の通りとする。
- ・猪名川分会の代表として、猪名川の治水対策の促進を目標に掲げ活動を行っている近畿猪名川流域総合開発促進協議会の会長にあたる役職員の就任について分会において諮り、決定する。なお、本会構成員の任期は、近畿猪名川流域総合開発促進協議会の会長と同じ任期とする。

（分会の実施事項）

- 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 一 猪名川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
 - 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」案の検討。
 - 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
 - 四 その他、流域治水に関する必要な事項。

（分会資料等の公表）

- 分会に提出された資料等については原則公表するものとし、検討中の情報や個人情報等で公表することが適切でない資料等については、分会の了解を得て公表しないものとする。
- 分会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

【参考】淀川流域治水協議会 規約

令和4年12月19日_猪名川河川事務所

淀川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「淀川流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、平成25年9月台風18号洪水、平成29年10月台風21号、平成30年7月豪雨をはじめとした近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表一の職にあるものをもって構成する。なお、近畿地方整備局河川部河川計画課、琵琶湖河川事務所、淀川河川事務所、木津川上流河川事務所、猪名川河川事務所に事務局をおくものとする。

2 協議会には、「琵琶湖（滋賀県域）」「淀川（京都府域）」「木津川上流」「淀川（大阪府域）」「猪名川」の5つの分会を置き、別表二の職にあるものをもって構成する。なお、「琵琶湖（滋賀県域）」は琵琶湖河川事務所、「淀川（京都府域）」「淀川（大阪府域）」は淀川河川事務所、「木津川上流」は木津川上流河川事務所、「猪名川」は猪名川河川事務所に事務局をおくものとする。

3 協議会及び分会に各構成員が出席できない場合には、代理が出席できる。

4 協議会及び分会には、必要に応じて、構成員以外の出席を求めることができる。

5 協議会及び分会には、必要に応じて構成員を追加することができる。追加する際は、分会にて構成員追加の議論を行い、協議会で承認を受けるものとする。また、各分会から協議会へ参加する本会構成員（別表一参照）は、分会にて決定することができるものとする。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(協議会資料等の公表)

第5条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和2年9月4日から施行する。

令和3年12月24日改定。

令和4年3月28日改定。

(参考) 淀川流域治水協議会 猪名川分会 運営要領（案）

(協議会の構成)

○規約第3条第5項に規定される分会において本会構成員を決定する場合は次の通りとする。
・猪名川分会の代表として、猪名川の治水対策の促進を目標に掲げ活動を行っている近畿猪名川流域総合開発促進協議会の会長にあたる役職員の就任について分会において諮り、決定する。なお、本会構成員の任期は、近畿猪名川流域総合開発促進協議会の会長と同じ任期とする。

(分会の実施事項)

○協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 猪名川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

(分会資料等の公表)

○分会に提出された資料等については原則公表するものとし、検討中の情報や個人情報等で公表することが適切でない資料等については、分会の了解を得て公表しないものとする。

○分会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。